

27年産の生産数量目標について

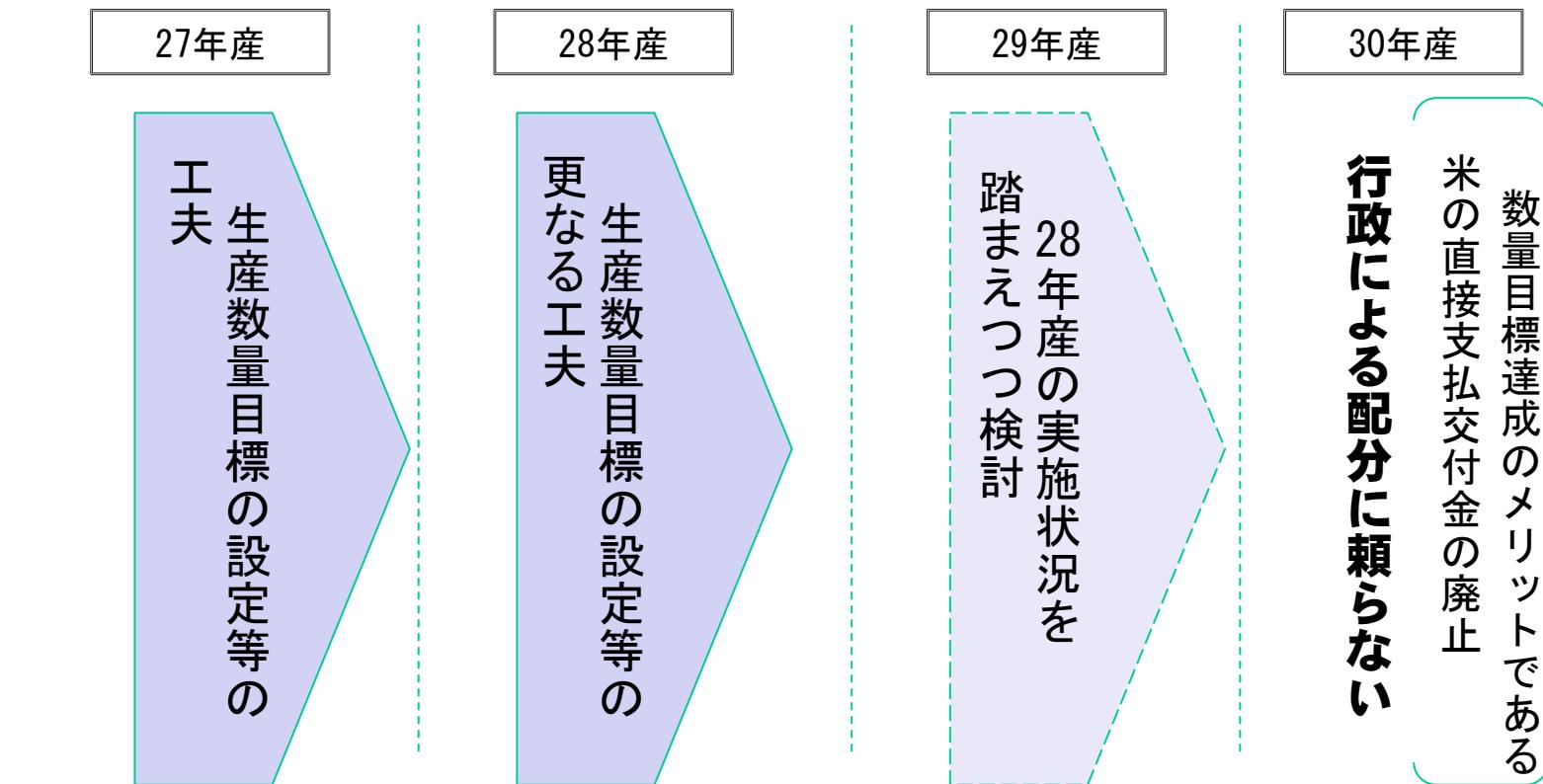
平成26年12月

農林水産省

農林水産業・地域の活力創造プランと毎年の生産数量目標の設定

- 昨年決定した農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らないで、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととされている。
- このプランの方向性に即して着実に改革を進めていくため、27年産の生産数量目標の設定等から工夫していくことが必要。

農林水産業・地域の活力創造プラン決定



○農林水産業・地域の活力創造プラン（抄）

平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定

定着状況をみながら、5年後を目指し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況となるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

これまでの都道府県に対する生産数量目標の配分ルールの問題点

問題点

● 単一値を配分



- ・自ら需要の動向を把握して戦略的に主食用米や非主食用米の生産量を考えようとする機運が生まれない。

● 深掘りや県間調整を行った場合、その1/2は、主食用米の販売実績の算定に際し控除される。



- ・深掘りや県間調整を行った都道府県ほどその後の生産数量目標が減少する不公平が生じる。



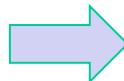
- ・安心して深掘りを行ったり、県間調整による適地適作を進める機運が生まれない。

対応の方向性

- 都道府県段階などで戦略的に生産量を考えようとする機運を高めるよう、生産数量目標の設定、配分に工夫が必要ではないか。



- ・都道府県段階において自主的に非主食用米への転換等を図る際の参考値を「生産数量目標」に付記してはどうか。



- 安心して飼料用米への転換に取り組める環境の整備、県間調整による適地適作等を進める観点から、深掘りや県間調整を行った場合に、その後の配分に影響を与えないようにする必要ではないか。



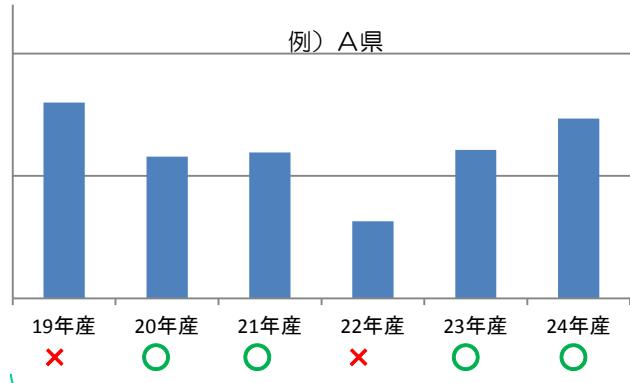
- ・28年産の配分に際しては、27年産の県別販売実績シェアを固定して配分してはどうか。

(参考)これまでの都道府県に対する生産数量目標の配分ルール

○ 各都道府県産米の販売実績（6中4）がベース

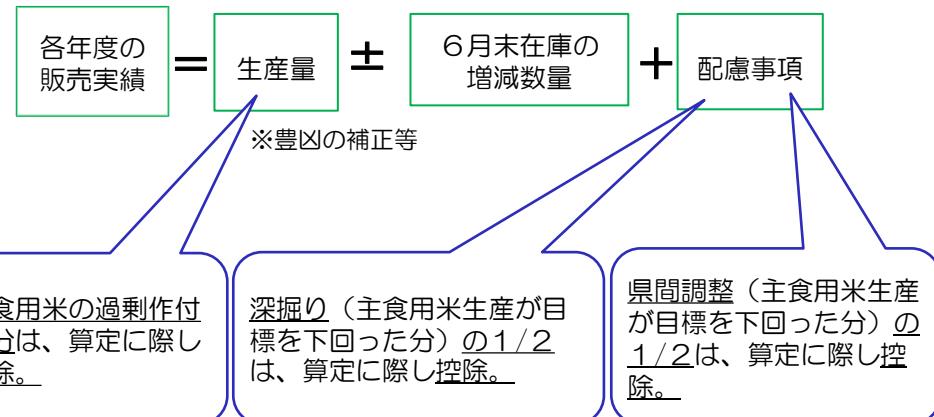
- 各県の「各年度」の販売実績から直近6カ年のうち、中庸4年を平均した「販売実績（6中4）」を算出

26年生産数量目標の算定に際しては、19～24年産の各年度の販売実績を使用



A県の販売実績(6中4)を算出

- 各県の「各年度」の販売実績の計算式



○全国ベースの生産数量目標を都道府県ごとの販売実績のシェアで按分した単一値を配分

※各県ごとの販売実績のシェアの算出方法

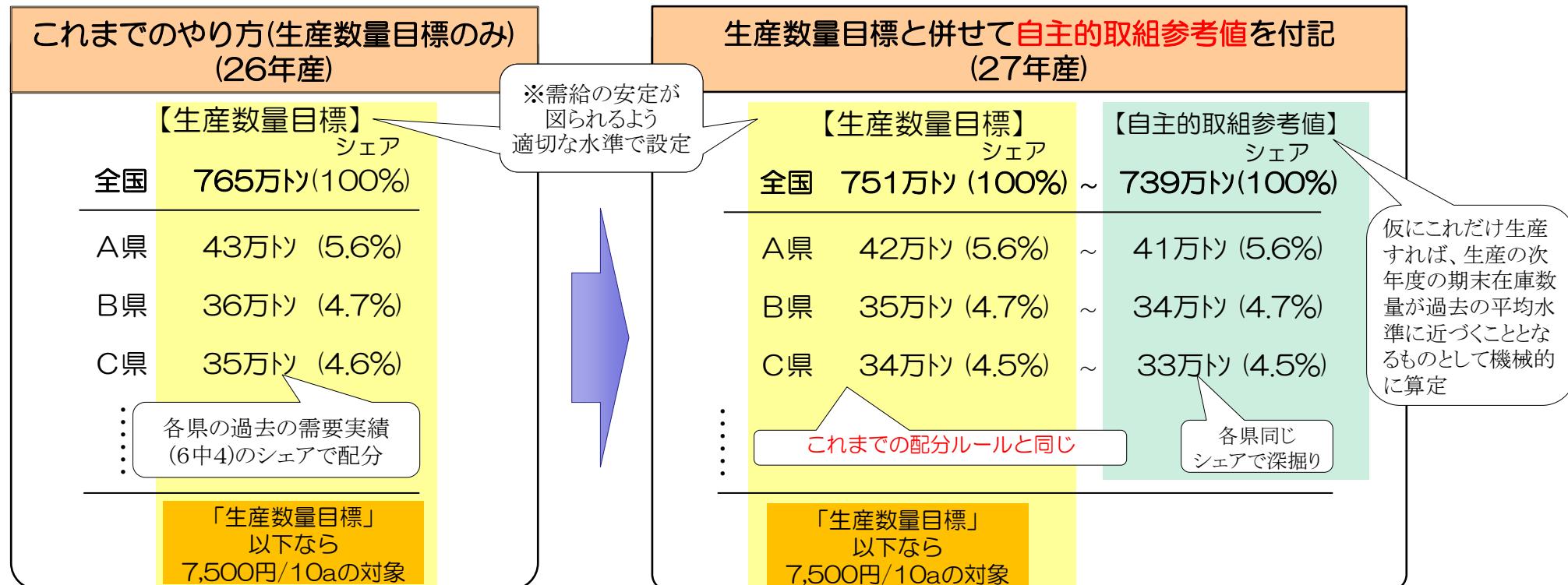
各県の販売実績（6中4）の全国計に占める各県の販売実績のシェアを算出

A県の販売実績のシェア =

A県の販売実績 + B県の販売実績 + C県の販売実績 · · ·

27年産以降の生産数量目標の設定について

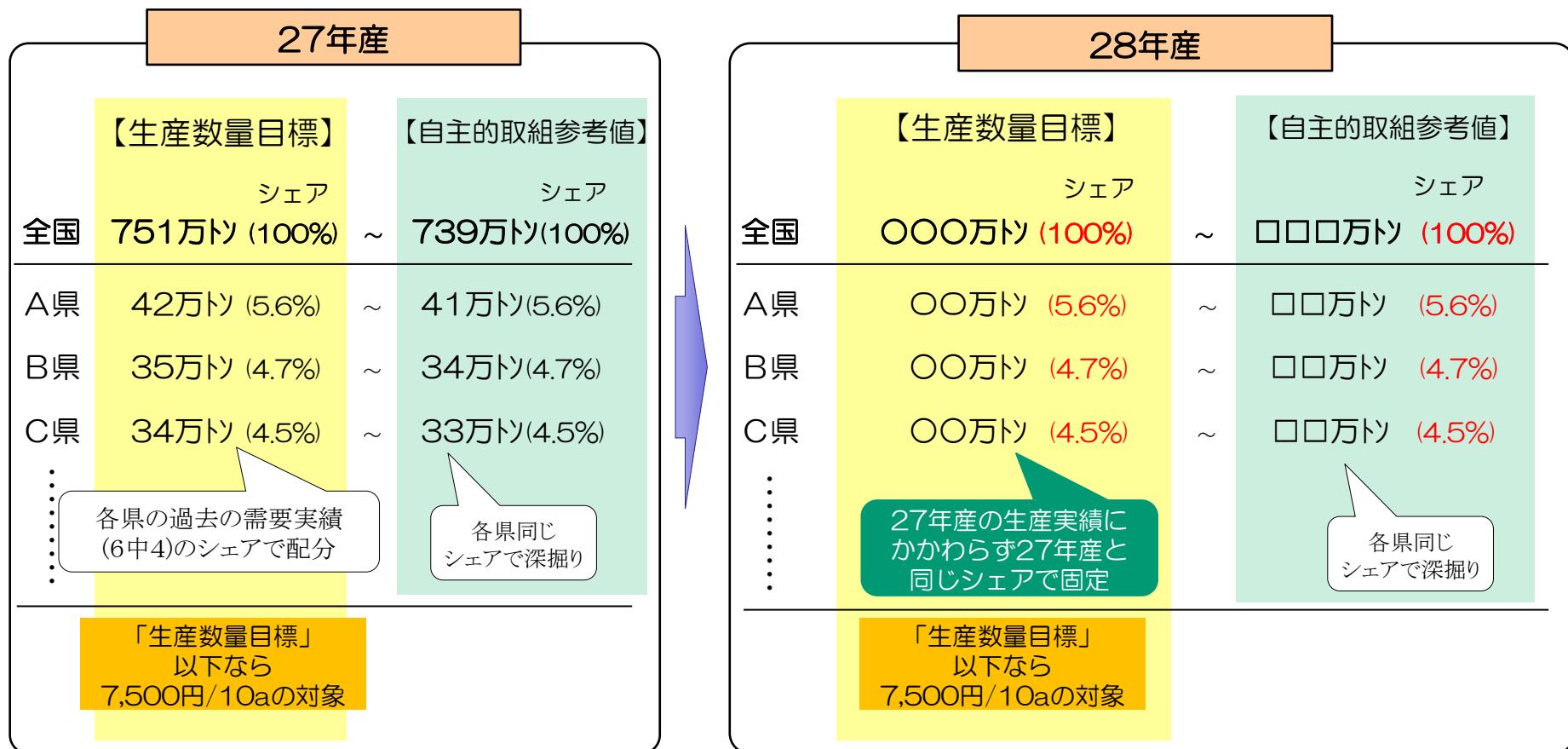
- 平成30年産から生産者、集荷業者等が自ら生産量を判断できるよう、生産数量目標の設定・配分に工夫が必要（これまでの生産数量目標のみでは、都道府県段階などで自ら需要の動向を把握して戦略的に主食用米や非主食用米の生産量を考えようとする気運が生まれない。）。
- 27年産の生産数量目標については、需給の安定が図られるよう、需要の見通しを基本に、毎年の需要減、豊作不作分等の最近の需給動向を踏まえて、適切な水準に「生産数量目標」を設定することが大前提。
- その上で、上記の生産数量目標を下回る数値で、仮にこれだけ生産すれば、生産の次年度の期末在庫数量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして機械的に算定した「都道府県段階における自主的取組参考値」を付記。



※ なお、自主的取組参考値の都道府県段階から市町村等への配分の方法については、主食用米の販売戦略や非主食用米への転換方針を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定。

(参考) 28年産以降の生産数量目標のさらなる工夫のイメージ

- 仮に28年産以降も27年産と同一の方式で配分した場合、27年産において自主的に飼料用米に転換し、生産数量目標を下回って主食用米を生産した都道府県ほど29年産の生産数量目標の減少につながり、不公平となるおそれ。
- このため、28年産の配分については、27年産の各都道府県別のシェアを固定して配分することを基本とすることにより、このような不公平をなくし、27年産において安心して飼料用米の転換に取り組める環境を整える（なお、シェアを固定して配分すれば、県間調整を行っても、次年度の配分に影響を与えないでの、県間調整による適地適作が進むこととなる）。



(別紙1)

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払*
田 (都府県/道)	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑 (都府県/道)	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地 (都府県/道)	250円/ 130円	240円/ 120円

* 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。

- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

農林水産業・地域の活力創造プラン②

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P. 37) 参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な產品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稻及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。